

## 平成 30 年度地域福祉活動推進重点助成事業実施要領

### 1 目的

市町村社会福祉協議会が実施する地域の実情に応じた様々な課題に取り組む事業に必要な経費の支援を行い、住民が安心・安全に暮らすことができる地域づくりの推進を図る。

### 2 助成対象及び助成額

#### (1) 助成対象団体

市町村社会福祉協議会

#### (2) 対象事業・経費

- ① 地域福祉活動を推進するうえで必要な備品等の購入費
- ② 地域福祉活動事業で使用する車両の購入費
- ③ 福祉有償運送事業等の福祉運送事業で使用する車両の購入費

#### (3) 対象外事業・経費

- ① 介護保険事業
- ② 使用頻度の極端に少ない備品又は車両を購入する経費
- ③ 車両の購入に係る取得税・重量税・自動車税・保険料・登録諸費用・リサイクル法関連費用・納車経費等

#### (4) 助成額及び助成率

- ① 予算枠 1,000 万円の範囲内で助成する。なお、申請額は万円単位（千円単位以下切捨て）とする。
- ② 備品等購入費  
助成限度額：1 社会福祉協議会当たり 1 事業 50 万円以内  
助成率：総事業費の 75%以内
- ③ 車両購入費  
助成限度額：1 社会福祉協議会当たり 1 事業 200 万円以内  
助成率：車体価格の 75%以内

### 3 募集期間

平成 30 年 5 月 21 日（月）～6 月 22 日（金）

### 4 助成の手続き

#### (1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする市町村社会福祉協議会については、次の書類を本会まで提出するものとする。

- ① 共同募金助成申請書（様式第 1 号）
- ② 助成申請事業の概要（別紙\_A の 2）
- ③ 当該年度事業計画書・収支予算書

- ④ 前年度事業報告書・収支決算書
- ⑤ 実施事業の見積書（※）、製品カタログ  
※車両購入の場合は、2社以上の見積書を添付。  
（見積りの際は、助成明示の名入れの経費も計上すること。）
- ⑥ その他本会が特に必要とする関係書類

（2）助成決定

助成決定については、申請内容を審査のうえ、助成計画に基づき、平成31年3月開催の理事会及び評議員会において助成の可否及び助成額を決定した後、申請した者に通知する。

また、助成金の交付については、助成決定通知の後に交付する。

（3）完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出すること。

5 留意事項

- （1）募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- （2）福祉有償運送事業等の福祉運送事業で使用する車両の申請については、平成30年4月1日現在で高齢化率が35%を上回っている市町村に所在地がある社会福祉協議会を対象とする。
- （3）車両の買い替え事業の場合は、現在使用している車両が申請日現在で初年度登録年（または初度検査年）から10年以上経過しているもの、または走行距離総数が10万kmを超えているものに限る。
- （4）助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。（プレゼンテーションの実施）
- （5）その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は平成30年4月1日より施行する。